

サンフレッチェ広島サッカースクール規約

2022年4月1日 改正

1. 名称

本スクールは、「サンフレッチェ広島サッカースクール」と称します。

2. 所在地

本スクールは、事務局を広島市中区大手町1丁目4番14号 上田ビル2Fに置きます。

3. スクールの目的

本スクールは、サッカーを通じて子どもたちの健全な心身の育成を行うとともに、会員相互の親睦を図り、スポーツの振興に寄与することを目的とします。

4. 入会資格及び手続き

本スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、本スクールが入会に適すると認められた者(以下会員という)とします。又、未成年者の場合親権者の許可を条件とし、入会申し込み時に同意が必要です。

5. 入会金

入会金は、会員の入会月が4～12月は、12,000円(税込)徴収します。また、会員の入会月が1～3月は、4,000円徴収するものとします。

6. 年度更新料

年度更新料は、会員が年度更新・継続する場合、11,250円(税込)徴収するものとします。

※スクールの年度は、4月1日始まりとし、3月31日終了とします。

7. 月会費

月会費は、コースにより定められた月額定額を徴収するものとします。また月会費はクラスによって異なります。

8. 月会費等の徴収

前月20日を締めとし、月会費・入会金・年度更新料その他の費用(以下月会費等という)を徴収いたします。退会・休会による月会費については、期日までに申請されたものに限り徴収いたしません。月会費等は、原則、返金いたしません。月会費等は翌月分を毎月25日に、「PICRO:ピクロ」にて請求し、クレジットカード・現金/振込払い・コンビニ払いのいずれかを選択し、お支払いいただきます。但し、請求日が当社公休日にあたる場合は翌営業日とさせていただきます。

※月会費等の支払いについて、3ヶ月を超えて滞納された場合は、その時点で指導を停止し、会員資格を失うものとします。

9. 休会

本人の怪我等の事情で、1ヶ月以上引き続いて休む場合は、前月20日までに休会届を「PICRO:ピクロ」にて事務局にご提出く

ださい。20日を過ぎての退会のお届けの場合、翌月の会費は徴収し、返金いたしません。

※休会の期間の月会費徴収は、いたしません。

※休会の期間は3ヶ月以内とし、これを超える場合は自然退会とし会員資格を失うものとします。但し、怪我などの理由で本スクールが休会の必要性を認めた場合はこの限りではありません。

10. 退会

退会する場合は、退会希望月の当月20日までに退会届を「PiCRO:ピクロ」にて事務局にご提出ください。

20日を過ぎての退会のお届けの場合、翌月の月会費は徴収し、返金いたしません。

11. 変更届

会員は住所・電話番号など必要事項の変更・クラスの変更が生じた場合には、速やかに「PiCRO:ピクロ」にて事務局に連絡するものとします。

12. 除名

会員が次の事項に該当する時は、本スクールは当該会員を除名することができるものとします。

本規約に違反したとき。・スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき。・月会費等の滞納が3ヶ月を超えて続いたとき。

13. スクールウェアについて

入会時、指定のシャツ(入会金に含む)・パンツ・ストッキングは教材として必須購入とします。スクールへは指定ウェアを着用してご参加いただきますことを原則とします。

※1～3月入会の方は、希望者のみシャツを購入出来ます。

14. スクール活動日について

本スクールが定めた年間スケジュールにより、実施いたします。やむを得ない事情でスクールが休講になった際には、予め設けている振替日で実施いたします。振替日は土日に設定する場合もございます。

15. 負傷時の処置

会員が本スクールでの練習中または試合中に負傷した場合には本スクールが応急処置を施します。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、本スクールは一切責任を負わないものとします。

16. 傷害事故の補償

本スクールでの練習中および試合中の傷害事故については、本スクール加入の傷害保険範囲以内にて補償いたします。事故が発生し、病院にかかられた場合には、ただちにスクール事務局までご連絡ください。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

※詳細につきましては、別紙「総合型地域スポーツクラブ専用保障制度のご案内」をご確認ください。

17. 肖像の使用について

クラブの普及育成活動の紹介やPRすることを目的に集合写真やプレー写真、スクール活動等、様々な活動の写真(肖像)をクラブ公式ホームページや各種印刷物等媒体に使用・掲載する場合があります。

18. 休講・閉鎖

本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

19. 免責

会員は、本スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、本スクールに対し何ら損害賠償を求めず、本スクールは賠償しないものとします。

20. 個人情報の利用目的について

入会時にご登録頂いた個人情報は、スクール運営管理及びスクール情報詳細等の郵便物の発送にのみ利用致しますことをご了承ください。

※休会・退会についての補足

例)6月を休会したい(6月からお休みしたい)。

→ 5月20日までに休会届を提出いただくと、6月分会費の徴収はいたしません。

例)6月末で退会したい(7月から参加しない)。

→ 6月20日までに退会届をご提出いただくと、7月分から会費の徴収はいたしません。